

<資金収支・事業活動収支計算書に共通の勘定科目説明>

● 学生生徒等納付金

在学または入学を条件とし、所定の額を義務的かつ一律的に納付すべきものです。
授業料・入学金・教育充実費等として徴収する収入です。

● 手数料

入学検定料や証明書の発行手数料等(在学証明・成績証明等)として徴収する収入です。

● 寄付金

用途指定のある特別寄付金収入と、用途指定のない一般寄付金収入があります。

● 補助金

国や地方公共団体から交付される補助金で、国庫補助金収入と地方公共団体補助金収入があります。

● 資産売却収入

土地・建物の売却による不動産売却収入と、国債・地方債等の売却による有価証券売却収入、また、車両・機器備品の売却によるその他の資産売却収入があります。

● 付随事業・収益事業収入

寮費を中心とした補助活動収入、附属病院の医療収入、治験に係る収入、また、国・県・市・企業等外部から委託を受けて行う受託事業収入等があります。

● 雑収入

学校法人に帰属する上記の各収入以外の収入です。

なお、平成 28 年度からの会計基準改正により、平成 27 年度までは「資産運用収入」としていた施設設備利用料収入は、雑収入として処理することになりました。

● 人件費

教職員等に支給する本俸・賞与・その他の手当(通勤手当を含む)及び所定福利費、退職金に要する支出をいいます。

● 教育研究経費

教育研究のために要する経費として、消耗品費・印刷製本費・光熱水費・通信運搬費・旅費交通費・修繕費・諸会費・委託費や、医療経費支出等があります。

● 管理経費

教育研究に間接的に要する費用として、役員の行う業務、総務・人事・経理の業務執行のためや、学生募集活動に要する支出、また、教職員に対する福利厚生のための支出等があります。

<資金収支計算書のみ計上する科目説明>

● 借入金等収入

返済期間が貸借対照表日後 1 年を超える長期借入金収入と、返済期間が 1 年以内の短期借入金収入があります。

- 前受金収入
翌年度に係る学生生徒等納付金収入が当年度に納入された収入です。
- その他の収入
上記以外の収入で、前期末医療未収入金収入や、貸付金回収収入等があります。
- 施設関係支出
土地、建物や構築物（屋外プール・庭園等）の建設や建物に附属する電気・給排水・冷暖房等のための支出です。
- 設備関係支出
耐用年数が1年以上で、その取得価額が一定額以上の教育研究用機器備品や、教育研究外の備品、また、図書、車輛購入のための支出です。
- 資産運用支出
有価証券購入や資産への繰入支出があります。
- 資金収入・資金支出調整勘定
当年度の活動に入るべき前年度以前の収入・支出や、翌年度以降の収入・支出とされる資金を調整する科目で、資金収入調整勘定と資金支出調整勘定があります。
- その他の支出
人件費支出から資産運用支出までの科目に含まれない支出で、貸付金支払支出、預り金支出、前期末未払金支出といったものがあります。
- 前年度繰越支払資金
期首の現預金残高です。
- 翌年度繰越支払資金
期末の現預金残高です。

<事業活動収支計算書のみで計上する勘定科目説明>

- 退職給与引当金繰入額
教職員が退職した場合には、退職金支給規程に基づいて退職金を支払うことは、学校法人の義務です。年度末に在籍する教職員が全員退職するとした場合の退職金支給額（期末要支給額）と前年度末の同じ教職員で計算した額との差額を繰入れます。
- 徴収不能引当金繰入額等
金銭債権のうち、回収不能を見積もって引当金を設ける場合に計上する徴収不能引当金繰入額や、学納金等で、あらかじめ徴収不能を見込むことが会計上適切でなく結果的に発生したというような場合に計上する、徴収不能額があります。
- 減価償却額
固定資産のうち建物・構築物・機器備品等は、時間的経過により価値が減少します。取得年度の翌年度から、減少額を教育研究経費・管理経費にそれぞれ計上します。
- 資産処分差額

資産価値のあるものを廃棄等の処分により発生した除却額です。

● 基本金組入額

学校法人が教育研究を行ううえで、必要な資産を継続的に保持するため、その資産に相当する額を事業活動収入の中から組入れます。

● 翌年度繰越収支差額

事業活動収入から事業活動支出を差し引いた差額です。

<貸借対照表の科目説明>

● 固定資産

土地・建物・備品等、固定資産台帳の期末帳簿価格を記載する有形固定資産と、引当特定資産や電話加入権を記載するその他の固定資産があります。

● 流動資産

現金預金、有価証券、未収入金、貯蔵品等を記載します。

● 固定負債

長期借入金、退職給与引当金等を記載します。

● 流動負債

短期借入金、未払金、前受金、預り金等を記載します。

● 基本金

第1号基本金＝学校法人が取得した、土地・建物・備品等の固定資産分を組入れます。

第2号基本金＝将来計画に基づき、建物の増改築に要する経費を組入れます。

第3号基本金＝奨学金に充てることを目的とし、基金として元本を継続的に保持します。

第4号基本金＝学校法人の運営を円滑に行うため、必要な資金を恒常的に保持するための組入金です。